

# 東京都個人情報の保護に関する条例施行規則

平成3年3月25日  
東京都規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (保有個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第5条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- 二 保有個人情報の処理形態
- 三 保有個人情報の主な収集先
- 四 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- 五 保有個人情報の処理の委託及び再委託の有無
- 六 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無

## (保有個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出)

第3条 条例第5条第1項又は第3項の保有個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、保有個人情報取扱事務届出書(別記様式)により行うものとする。

## (フィルムに記録された保有個人情報の写しの作成に要する費用の徴収)

第3条の2 条例別表備考3の規定によりフィルム（マイクロフィルムを除く。）に記録された保有個人情報の写しを交付するときは、その作成に要する費用を徴収する。

- 2 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他の必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の写しの作成の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

## (電磁的記録に記録された保有個人情報の写しの交付に係る費用の徴収)

第4条 条例別表備考3の規定により電磁的記録に記録された保有個人情報の写しを交付するときは、当該写しの作成に使用する記録媒体に係る費用を徴収する。

- 2 写しの交付に際してプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の作成その他の特別の処理が必要であって、条例第2条第1項に規定する実施機関が当該処理を行うことが相当であると認める場合には、当該処理に要する費用を徴収する。
- 3 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他の必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の特別の処理の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

## (勧告)

第5条 条例第29条の4第2項の規定による勧告は、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

## 附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則（平成6年11月7日東京都規則第206号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成11年12月1日東京都規則第235号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

**附 則（平成11年12月24日東京都規則第267号）**

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例施行規則第1条の2第2項に規定する行政機関の長は、この規則の施行前においても東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成11年東京都条例第97号）による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の施行に関し必要な事項を告示することができる。

**附 則（平成12年3月31日東京都規則第149号）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際、現に東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第12条又は第18条の規定により東京都立医療技術短期大学長に対してされている個人情報の開示又は訂正の請求は、東京都立保健科学大学長に対してされている開示又は訂正の請求とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、東京都個人情報の保護に関する条例の規定により東京都立医療技術短期大学長がした処分、手続その他の行為は、東京都立保健科学大学長がしたものとみなす。

**附 則（平成13年3月30日東京都規則第126号）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際、現に東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第12条又は第18条の規定により東京都立商科短期大学長に対してされている個人情報の開示又は訂正の請求は、東京都立短期大学長に対してされている開示又は訂正の請求とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、東京都個人情報の保護に関する条例の規定により東京都立商科短期大学長がした処分、手続その他の行為は、東京都立短期大学長がしたものとみなす。

**附 則（平成14年3月29日東京都規則第68号）**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則（平成16年12月27日東京都規則第339号）**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年8月1日東京都規則第185号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年12月24日規則第190号）**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則（平成29年6月14日東京都規則第89号）**

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則（令和元年6月28日東京都規則第26号）**

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第3条関係）

保有個人情報取扱事務届出書

文書番号  
年 月 日

東京都知事 殿

実施機関名

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、東京都個人情報の保護に関する

条例第5条 

第1項
第3項

 の規定によ  
り、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

<担当>  
局 名 \_\_\_\_\_  
部 名 \_\_\_\_\_  
課 名 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 保有個人情報取扱事務届出事項

届出番号		開始年月日		年	月	日	変更年月日	年	月	日
局コード	局名	部コード		部名						
課コード	課名									
同一の事務を所管する課等										
保有個人情報を取り扱う事務の名称										
保有個人情報を取り扱う事務の目的										
保有個人情報の対象者の範囲										
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活		収集制限事項	その他			
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報* (収集理由) <input type="checkbox"/> 法令等* <input type="checkbox"/> その他*	<input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*				
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> オンライン結合								
保有個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*           主な収集先が本人以外である場合の条例根拠 条例第4条第3項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号								
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*           経常的な目的外利用・提供がある場合の条例根拠 条例第10条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 2号* <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号								
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*		再委託 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*		代行 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*				
備考										
〔*を付した項目について具体的内容等を記載〕										
事務を廃止した場合		廃止年月日: 年 月 日				文書保存期限: 年 月 日				

## 保有個人情報取扱事務届出事項(廃止)

局名

				廃止年月日	年 月 日	
	部名	課名	保有個人情報を取り扱う 事務の名称	届出番号	文書保存 期限	備考
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	
6					年 月 日	
7					年 月 日	
8					年 月 日	
9					年 月 日	
10					年 月 日	
11					年 月 日	
12					年 月 日	
13					年 月 日	
14					年 月 日	
15					年 月 日	
16					年 月 日	
17					年 月 日	
18					年 月 日	
19					年 月 日	
20					年 月 日	
21					年 月 日	
22					年 月 日	
23					年 月 日	
24					年 月 日	
25					年 月 日	